

○財務省告示第三百八十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十五年十一月二十一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年十二月十日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 利付国庫債券（二十年）（第四百四

十六回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三

の法律及びそ 十四号）第四条第一項及び財政

運営に必要な財源の確保を図る

ための公債の発行の特例に関する

法律（平成二十四年法律第百

一号）第二十一条並びに特別

会計に関する法律（平成十九年

法律第二十三号）第四十七条及

び第六十二条第一項

三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法

律（平成十三年法律第七十五号）

以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その

振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）の価格競

争入札と同時に行われる入札で

あつて、財務大臣が各国債市場

特別参加者ごとに応募限度額を

定めるものによる発行（以下「国

債市場特別参加者・第I非価格

五

方募

イ

ロ

六

イ

入札発競争	入札発競争	・別第II非	債参加者	行及場特	争入札国	非入札格	者入札格	特・第I	国債参加	入札発競争	入札発競争	法入決定
-------	-------	--------	------	------	------	------	------	------	------	-------	-------	------

競争入札発行」という。及び  
 格競争入札の募集入札であつた  
 後に行われる国債市場特別参加  
 務大臣が各限額を定めると  
 にごとに発行（以下、国債市場特  
 別に於ける）  
 別参加者・第II非価格競争入札  
 発行」という。

各申込みの応募額を割り当てる。  
 各限額の範囲内において各  
 当てる。そのうち応募額を順次  
 各申込みの範囲内において各  
 各限額の範囲内において各  
 申込みの範囲内において各

額面金額で一兆八  
 うに基づく  
 定ては、き  
 ついては、  
 九百五十万  
 要なるに  
 債の発行  
 二條第一項の規定に基づく発行

七 払込金額							七 払込金額																				
ハ	ロ	イ	ハ	ロ	イ	ハ	ロ	イ	ハ	ロ	イ	ハ	ロ	イ													
特別参加市場	国債市場	行争入札発競	非争入札発競	者第I加場	特別参加市場	国債市場	行争入札発競	非争入札発競	者第II加場	特別参加市場	国債市場	行争入札発競	非争入札発競	者第I加場													
千十一億八千四百七十二万円				千二百七十七億六十八万円	一兆二千二百三億五千五百十五万円				八十四億円	条の規定に基づき発行した利付	特別会計に関する法律第四十七				十億六千四百九十万円	条の規定に基づき発行した利付	特別会計に関する法律第四十七	億二千四百九十万円	に規定に基づき発行した利付	規定に基づき発行した利付	万円の法第六十二條第一項の	面金額で九十七	行した付国債に付した利付	律第四十七條の規定に基づき	十萬圓の特例規定に基	金額で九十七	した利付国債に付した利付



十四 初期利子

十五 第二期以後の利子

十六 償還金支額  
十七 償還金利支額  
十八 払場所

(二)

発行時に、その利子に係る所得が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口の記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から該金額の百分の二十・三・五を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国に住所を有する者である場合は、前記(一)の算式による算出した金額に適用を受ける者又は外国に住所を有する者)を控除することができる。

平成二十六年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。)。  
$$\frac{\text{償還金額} \times 17}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。平成四十五年九月二十日額面金額百円につき百円日本銀行

二 十 九

払 者 入  
込 者 札  
期 者 参  
日 加

平 財  
成 務  
二 大  
十 臣  
五 か  
年 ら  
十 通  
一 知  
月 を  
二 受  
十 け  
一 た  
日 者